

# 居宅介護支援重要事項説明書

〈 2025 年 4 月 1 日 現在 〉

## 1. 事業者（開設者）の概要

名称・法人種別	地方独立行政法人くまもと県北病院
代表者名	理事長 山下 康行
所在地・連絡先	(住所) 熊本県玉名市玉名550番地 (電話) 代表 0968-73-5000 (FAX) 0968-73-2867

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	くまもと県北病院指定居宅介護支援事業所
所在地・連絡先	(住所) 熊本県玉名市玉名842 (電話) 0968-57-7320 (FAX) 0968-71-0425
事業所番号	4370601470
管理者の氏名	山口 ゆかり

### (2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	常勤		非常勤	職務の内容
		専従(人)	兼務(人)	専従(人)	
管理者	1	1	0	0	管理業務
介護支援専門員	1	0	0	1	ケアプラン作成

### (3) 事業の実施地域

事業の実施地域	玉名郡市
---------	------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日等

営業日・ 営業時間	月曜～金曜 8:30～17:15
営業しない日	土曜・日曜・祝日 12月29日～1月3日

3. 提供する居宅介護支援サービスの内容

- ア. 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- イ. 要介護認定の申請代行
- ウ. 給付管理業務
- エ. サービス事業者との連絡調整、介護保険施設との連絡調整
- オ. その他

4. 費用

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者  
に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、ご  
利用者は利用料をお支払い下さい。

利用料については、別紙1をご参照ください。

(2) 交通費

2の(3)の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

5. 事業所の特色等

(1) 事業の目的

要介護状態にある方が、在宅で自分の能力に応じ自立した生活  
が送れるよう事業所の介護支援専門員が適正な居宅介護支援を提  
供します。

当事業所は訪問看護ステーションを併設しており、介護支援専  
門員はすべて看護師免許有資格者です。そのため慢性期の方か  
ら、その他の病気を持って在宅で生活されている方まで安心して  
利用いただけるものと思います。

(2) 運営方針

- 要介護者等が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよ

う居宅サービス計画を作成します。

- 計画に基づき、各サービスが適正に提供できるよう、事業者等との連絡調整を行います。
- 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、サービスが不当に偏らないように公正中立に行います。

(3) アセスメント（評価）の方法及び事後評価

ご利用者の直面している課題等を評価し、ご利用者に説明の上、ケアプランを作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（居宅サービス報告書）に記載してご利用者に説明の上、交付します。

6. サービス内容に関する苦情等相談窓口

くまもと県北病院指定 居宅介護支援事業所	窓口責任者	山口 ゆかり
	ご利用時間	月曜～金曜 8:30～17:15
	ご利用方法	電話：0968-57-7320
面接・相談：事業所内相談室にて		
玉名市高齢介護課	電話：0968-75-1339	
熊本県国保連合会	電話：096-214-1101	

7. 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は\_\_\_\_\_ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡をいたします。

8. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関わらず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のとおり対応します。

(1) 事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

(2) 処理の経過及び再発防止策の報告

(1) の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）へ報告します。なお、軽微な事故であっても、その事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

## 9. 秘密の保持

- (1) 事業者は介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後および介護支援専門員の退職後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

## 10. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業者における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果を職員へ周知します。
- (2) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のためのマニュアルを整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的実施します。

## 11. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を6か月に1回以上開催するとともに、その結果を職員へ周知します。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施

します。

## 12. 記録の整備

居宅サービス計画書（ケアプラン）やその実施状況等に関する書類等関係書類を契約終了の日から5年間保管する。

## 13. ご利用者へのお願い

- (1) サービス事業所を選定するに当たっては、別紙2のとおり複数の事業所の紹介を求めることが出来ます。
- (2) 支援事業所が交付するサービス利用票、サービス提供証明書は、ご利用者の介護に関する重要な書類ですので、契約書、重要事項説明書等と一緒に大切に保管して下さい。

年 月 日

居宅介護支援にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

<事業者>

住 所 熊本県玉名市玉名550番地  
事業者名 地方独立行政法人くまもと県北病院  
代表者名 山下 康行 印

事業所名 くまもと県北病院指定居宅介護支援事業所  
(指定番号 4370601470)

<説明者>

所 属 くまもと県北病院指定居宅介護支援事業所

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、契約書及び本書面により、くまもと県北病院指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

<利用者>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

<利用者代理人（選任した場合）>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

別紙1

利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費 I

居宅介護支援 (i)	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分	要介護1・2	1,086単位
		要介護3・4・5	1,411単位
居宅介護支援 (ii)	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分	要介護1・2	544単位
		要介護3・4・5	704単位
居宅介護支援 (iii)	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分	要介護1・2	326単位
		要介護3・4・5	422単位

居宅介護支援費 II

居宅介護支援 (i)	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が45未満である場合又は45以上である場合において、45未満の部分	要介護1・2	1,086単位
		要介護3・4・5	1,411単位
居宅介護支援 (ii)	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分	要介護1・2	527単位
		要介護3・4・5	683単位
居宅介護支援 (iii)	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分	要介護1・2	316単位
		要介護3・4・5	410単位

利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	<p>正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等</p> <p>(指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着所介護・指定福祉用具貸与)</p>	1月につき200単位減算
運営基準減算	<p>適正な居宅介護支援が提供できていない場合</p> <p>運営基準減算が2月以上継続している場合算定できない</p>	基本単位数の50%に減算

加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200単位
イ)退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450単位
ロ)退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600単位
ハ)退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600単位

<p>ニ)退院・退所加算(Ⅱ)ロ</p>	<p>病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること</p>	<p>750単位</p>
<p>ホ)退院・退所加算(Ⅲ)</p>	<p>病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること</p>	<p>900単位</p>
<p>通院時情報連携加算</p>	<p>利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合</p>	<p>50単位</p>
<p>ターミナルケアマネジメント加算</p>	<p>在宅で死亡した利用者に対して終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上でその死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定</p>	<p>400単位</p>
<p>緊急時等居宅カンファレンス加算</p>	<p>病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合</p>	<p>200単位</p>

別紙2

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	56.20%
通所介護	50.72%
地域密着型通所介護	7.78%
福祉用具貸与	88.48%

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ニチイ学館 13.85%	しもだ介護サー ビス玉名 13.34%	ライフケア 12.31%
通所介護	湯と里館 17.62%	岱山苑 12.50%	ふじの香 9.66%
地域密着型通所介 護	かぎろい 59.26%	Let`s リハ 22.23%	りはれく弥生 14.82%
福祉用具貸与	ベストケア山鹿 21.50%	ベストケア山鹿 ほほえみ介護サ ービス 19.87%	サークルケア 12.38%